

インドネシアの査証(ビザ)の種類について

2013年4月号で「インドネシアのVISAの種類と就労ビザ取得方法」をレポートしましたが、本号では訪問ビザ(就労を伴わない訪問に使用する査証)の最新情報(2014年9月末時点)について説明したいと思います。前回のレポートは削除しましたので御注意ください。

まず、インドネシア大統領発行 2011年第6号 出入国管理法では、外国人に付与するビザの種類は、1.外交ビザ、2.公務ビザ、3.訪問ビザ、4.暫定滞在許可、の4種類に区分されています。

また、同出入国管理法 第38条で、訪問ビザの定義は次のように説明されています。

「インドネシアの領域で、政府業務、教育、社会文化、観光、ビジネス(商用)、家族、報道、もしくは他国へ渡航する為の立ち寄り(トランジット)を行う外国人に付与される。」

更に、その詳細が、同法に添付された条項別の解説文に次のように記載されています。

- 1. 観光
- 2. 家族
- 3. 社会
- 4. 芸術・文化
- 5. 行政業務
- 6. 商業目的でないスポーツ
- 7. スタディーツアー、短期講座、短期訓練
- 8. インドネシアでの(ための)品質向上,産業(工業)製品デザイン,海外マーケティング協力(分野)における産業(工業)技術の刷新/移転を目的とした指導・啓蒙活動及び訓練 ※1
- 9. 緊急/非常業務の実施 ※2
- 10. 担当省庁から許可を取得した報道活動
- 11. 担当省庁から許可を取得した商目的でない映画製作教育機関の交流
- 12. ビジネスの話し合い
- 13. 物品の購入
- 14. 講演もしくはセミナーへの参加
- 15. 国際展示会への参加
- 16. インドネシア本社、駐在所での会議出席
- 17. インドネシア支店における監査、製造品質管理、検査の実施
- 18. 外国人候補者が仕事の能力試験を受ける場合 ※3
- 19. 他国へのトランジット
- 20. インドネシア領域での輸送設備の乗員 ※4

※1. “インドネシアでの(為の)”と記載されている意味合いは、確認できていません。

※2. ここでの緊急/非常業務は、大規模災害等発生時の応援派遣等を示す。(南ジャカルタ入国管理局 回答)

※3 就職面接への参加と解釈か。

※4 輸送設備の乗員は、輸送船等の乗組員等を示す。(南ジャカルタ入国管理局 回答)

在日本インドネシア大使館のホームページからは、本内容を確認できませんが、同ホームページ内から移動できるインドネシア入国管理局のページでは、インドネシア語及び英語で、その内容を確認できますので、次に紹介しておきます。

インドネシア法務人権省 入国管理局 訪問ビザページ(英語)↓

<http://www.imigrasi.go.id/index.php/en/public-services/visa-for-visitor>

また、訪問ビザは、その有効期間及び取得方法から次の3種類に分類されます。

●訪問ビザの種類

① 到着ビザ/Visa On Arrival (ビザ区分：2 1 3)・・・滞在日数30日以内

このビザは、日本国籍者を含むインドネシア政府に許可された国籍者にのみ、インドネシアに到着後の空海港で取得が可能です。ビザ費用：USD 35.00 (2014年7月3日改訂)

またガルーダインドネシア航空(成田空港・関西空港出発のみ)をご利用の場合は、出発前のチェックインカウンターで支払いを済ませると機内での入国審査時に発給されますので、到着後に長い列に並ぶ必要がなく便利です。

② シングルビザ/Visit Visa (ビザ区分：2 1 1)・・・滞在日数60日以内

現地法人設立前に出張で行く際などはこのビザか下記のマルチプルビザの取得をお勧めします。シングルビザについては取得後1回のみ渡航が可能となり、出国してしまうと無効になってしまいます。取得には東京のインドネシア大使館か大阪のインドネシア領事館での事前申請が必要になりますが、現地では30日の延長を最大4回行うことができます。

③ マルチプルビザ/Multiple Visit Visa (ビザ区分：2 1 2)・・・1回の滞在日数60日以内

前述②のシングルビザと活動内容については同じになりますが、大きく違うのは有効期間が1年間あり、その間であれば複数回出入国が可能なこと。しかしながらインドネシア大使館のホームページには記載されていませんが、インドネシア大使館からは過去に渡航実績がないと発給できないと言われているため申請の際には御注意ください。こちらでも取得にはインドネシア大使館かインドネシア領事館での事前申請が必要になります。

それぞれのビザについて認められている活動内容は、先に述べたとおり同じであり、本来は、有効期限、取得方法(場所)に違いがあるだけです。ちなみにインドネシア大使館のホームページには①、②、③ともに「工場訪問は不可」と記載があります。これは、就業ではない、報酬を得てはいけない商用活動という観点から、そのように表現されたものと推測します。

このように仕事をする以外以外の活動でインドネシアへ訪問することに関して、それぞれのビザ(①到着ビザ、②シングルビザ、③マルチプルビザ)に対する解釈に各関連機関、職員によって違いがあり、不明瞭であるのが現状です。このため、渡航者は何を基準にすれば良いか悩まれるかと思いますが、最優先で考えるべきことは「不法滞在と判断されないこと」です。就労ビザ以外の査証で入国して、工具をインドネシア国内に持ち込むことや、工場内部を歩くこと、汚れている作業着でミーティングに参加すること、定期的な出張があるため工場隣接の事務所に自身の机を構えることなどは避ける方が良いかと思われます。

また現地の労働移住省職員や入国管理局職員なども各ビザの活動範囲について明確な線引きを持っておらず、個別判断になっている状況です。過去、①到着ビザ=観光ビザと誤った認識を入国担当官が持っていたことが原因で訪問した日本人とトラブルになったことから、日本とインドネシア間の協議が行われ、入管総局長が全インドネシア入管事務所長宛てに、①到着ビザの活動内容について2006年4月24日付けの入国管理総局長規定434号の周知徹底を再度依頼する通達文を発行したということもありました。

実際問題として査察等で査証確認が行われた場合など、インドネシア語が分かれば説明や交渉が可能かと思いますが、渡航される方全員がインドネシア語を話せるわけではありません。本レポートを作成するにあたりインドネシア大使館にも確認したところ、工業団地に行くのであればシングルビザ・マルチプルビザを取得することをお勧めすると言われましたが、このアドバイスについても保証が約束されるものではありません。

こうした状況から、常に最新の情報をインドネシア大使館やインドネシア領事館で確認されたうえで会社・出張者本人の責任において判断をなす必要があることにご留意ください。

なお、暫定滞在許可の一つである「就労ビザ」取得についての変更点などは、改めて本レポートでお伝えいたします。

以上

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地：WISMA NUSANTARA BUILDING 24th Floor

Jl. M. H Thamrin Kav 59 Jakarta Pusat Indonesia 10350

デスク担当者：PT.JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア：インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託)。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」[利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#) (電話 086-226-7365) までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。